



～エンディングノートと遺言書～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



ここ数年、自分らしい人生の閉じ方を考える「終活」という言葉が話題になっており、「エンディングノート」「遺言書」の作成もブームになっております。
そこで、「エンディングノート」と「遺言書」について、その違いと使い分けをまとめてみました。

1. エンディングノートとは

エンディングノートとは、将来、病気や死亡といった万一のことがあったときに備えて、家族やまわりの人に希望やメッセージを書き示すノートのことです。主に次のような内容を記載します。

- (1)自分自身の歴史(自分史) (2)医療や介護、葬儀等の希望 (3)親戚や友人の名簿や連絡先
- (4)財産の状況 (5)遺産の相続

エンディングノートは、書店でいろいろな種類のものが販売されており、遺言書よりも気軽に作成することができます。遺族への想いだけでなく、ご自身の現状の財産状況の把握にも役立つといったメリットがあります。

2. エンディングノートの落とし穴

エンディングノートは、たとえ内容を詳細に記載したとしても、法的な効力はありません。たとえば、「自宅は長男にあげたい」と遺産の分け方を記載したとしても法的効力はありません。相続人が意志を尊重してくれることを期待することはできますが、法的な強制力はないため、相続人全員で遺産分割協議をしなければなりません。

3. 遺言書とは

遺言書は、遺産を、誰にどの財産をどれだけ相続させるか明確にするものです。遺言書を残す利点は二つあります。まず、遺産を思いどおりに相続させられることです。遺言書がなければ、遺産分割協議や法定相続分で相続され意思が反映されません。遺言書があれば相続人の経済的な状況も考慮した相続ができ、また、子の配偶者や孫などの相続人でない人、病院や慈善団体などにも財産を与えることができます。二つ目は、相続人の間のトラブルを少なくできる点です。遺産分割、借金などの負の財産の処理方法を明確に指示しておくことで、遺族の負担は大きく減ります。

〔自筆証書遺言〕

遺言者が自らの手で全文と日付を書き、署名・押印。

(利点) 簡単に作成できる。費用がかからない。

(短所) 隠匿・偽造のおそれあり。記載不備で無効になったり、自筆かどうか争いも。家庭裁判所の検認必要。

〔公正証書遺言〕

遺言者の口述を公証人が筆記し内容を遺言者、証人の前で読み上げ、全員で署名・押印。

(利点) 公証人作成のため不備がなく証拠力が高い。原本が公証人役場で保管され偽造・隠匿の心配なし。

(短所) 費用がかかる。作成手続きが面倒。証人2人必要。

4. エンディングノートと遺言書のちがい

遺言書とエンディングノートが一番の違いは、法律的な拘束力(＝法的拘束力)を持つか、持たないかという点です。エンディングノートは、書き方に制限がなく自由に記載できます。遺言書は書き方や記載できる事項は民法に厳格に定められています。

5. エンディングノートと遺言書に使い分け

遺言書は誰にどの財産をどれだけ相続させるか法的に明確にさせる効果がありますが、その内容をどのような想いで決めたのかまでは書ききれません。エンディングノートは遺言書に書ききれない想いを残すためのノートです。遺産分割など法的効力を目的とする場合は遺言書に、葬儀の内容などの想いをエンディングノートに書くといった使い分けが大切です。まずはエンディングノートを作成し、法的に必要な部分について遺言書を作成しておくことがお勧めです。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL: 075-708-5591 FAX: 075-708-5592 E-mail: murao-kimio@tkcnf.or.jp